



新型コロナウイルス

# 働く世代が 接種しやすく

## 5月の接種は土日中心に

久留米市の新型コロナウイルスワクチン3回目接種は、4月21日時点で、対象の約60%まで進んでいます。65歳以上は87%、60歳から64歳までは77%が3回目接種を完了しています。

※4月21日時点で制作しています



小児接種も開始しています。必ず保護者が同伴してください

4月以降、12歳から17歳までの人も3回目接種の対象に加わりました。ファイザー社製ワクチンのみ接種可能です。5月からは昼間に学校や仕事がある人も接種しやすいように、夜間や土・日曜日に実施。対象者に順次クーポン券を郵送しています。かかりつけ医などの個別接種医療機関の接種は4月で終了しています。

5歳から11歳までの小児接種も行っています。小児接種では、ファイザー社製の小児用ワクチンを使用し、2回接種します。接種に不安がある場合は、かかりつけ医などに相談してください。16歳未満の人は、必ず保護者の同意と同伴が必要です。本人と保護者でよく話し合ってください。

### 5月のワクチン集団接種会場（12歳以上）

接種会場 (ファイザー)	実施曜日	受付時間
JCHO 久留米総合病院	土	10:00~11:00
新古賀病院	土	9:30~12:00
古賀病院 21	日	9:30~11:30
田主丸中央病院	土	14:00~17:00
安本病院	土	14:00~15:00
市役所 2階 くるみホール	金	17:00~19:30
	土(14日は実施なし)	9:00~11:30

### 転入したら発行の届け出を

他の自治体が発行したクーポン券で2回目まで接種して、それ以降に転入した場合は、3回目接種のクーポン券発行の申請が必要です。インターネットか接種券発行申請書を郵送する方法があります。  
◎新型コロナウイルスワクチンプロジェクト (0942・30・9724、FAX 0942・30・9833)

### ワクチン接種の予約や変更

1~3回目の接種に対応。小児接種は1回目を予約すると、2回目も3週間後の同じ曜日、時間、会場で予約されます。  
・市ホームページからWEB予約 (24時間予約可能)  
・コールセンター (土日・祝日含む 8:30~21:00)  
☎ 0942・30・9816  
FAX 050・3819・8312  
(耳の不自由な人専用)



### 盛土の許可基準を緩和

建築に伴い、一定規模の切土や盛土を行う場合は開発許可が必要です。これまでは、高さ50cmを超える盛土を行うときは許可が必要でした。4月1日から高さ1m以下の場合、許可が不要になりました。  
建築物の高床化と併せて、居室の床面が想定される浸水の水位以上になるようにしてください。

### 市街化調整区域の開発を厳格化

改正都市計画法が4月1日に施行され、市も関連する条例の改正を行いました。条例で定める地域でも、浸水や土砂災害の発生恐れがある土地での開発許可はできなくなりました。「浸水の恐れ」

都市計画法に基づく開発許可等に関する条例を改正 4月施行

# 災害の危険に対応し 開発許可基準を見直し

近年、大雨による浸水被害などが頻発しています。自然災害に対応した安全なまちづくりを行っていくために、開発許可基準を見直します。

### 用語解説

- ・市街化区域…すでに市街地を形成している区域および、優先的、計画的に市街化を行っていく区域
- ・市街化調整区域…市街化を抑制すべき区域
- ・非線引き都市計画区域…市街化区域や市街化調整区域の区分が決められていない区域
- ・50戸連たん条例(都市計画法第34条第11号)…市街化区域に隣接し、おおむね50以上の建築物がおおむね50m以内でつながっている場合、開発を認める条例

### 旧4町区域の許可も見直し

法改正に伴い、非線引き都市計画区域の災害による被害の軽減を図ることとしました。10月1日以降の申

とは、150年に1度とされる規模の大雨が降ったときに、想定される浸水が3m以上のことです。例外として、避難所からおおむね半径1kmの範囲内であるか、居室の床面が想定される浸水の水位以上にある場合は認められます。  
久留米市には土地利用に関して、市街化区域、市街化調整区域、非線引き都市計画区域の区分があります。これまで市街化調整区域では、対象の駅からおおむね半径500m以内の範囲で開発を認める駅周辺条例と、50戸連たん条例を運用しています。

法改正を受けて、市が市街化調整区域全域に適用している50戸連たん条例を市街化区域からおおむね500m以内の範囲に限定します。範囲内では、戸建ての非自己用住宅や店舗、飲食店、事務所用の開発を認めます。

請分から、田主丸町、北野町、城島町、三瀬町各区域の開発許可が必要な面積を3000㎡から100㎡以上に変更します。排水施設の整備などについて、市と協議を行い、法に基づいて安全上・避難上の対策の実施を求めるようにします。

◎建築指導課 (0942・30・9343、FAX 0942・30・9743)